

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

徳島国民年金 事案692

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで
私は、20歳から国民年金に加入し、保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間のみが未納とされていることに納付できないため、確認の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、「申立期間当時、私はA事務員としてB事業所に勤務しており、経済的に国民年金保険料を納付できない状態ではなかった。」と主張しているところ、B事業所の供述及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によれば、申立人は、昭和53年10月から55年10月までB事業所に勤務していたと推認できる上、申立期間の前後を通じて住所の変更もないなど、申立期間に係る国民年金保険料の納付を妨げるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案693

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から40年5月まで

私は、昭和39年6月に、婦人会の人に勧められて国民年金に任意加入する手続きを行い、その後は、国民年金保険料を定期的に納付していた。

申立期間について、未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、当該期間は、国民年金に任意加入した直後の期間であり、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと推測されることから、納付意思をもって申立人自らが加入手続きを行っているにもかかわらず、国民年金保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。